

慢性感染症について

1. 慢性感染症の対策の必要性

現在の感染症法対象疾患の多くは急性感染症であり、当該感染症に対する迅速な対人措置、対物措置を講ずることによって、当該感染症のまん延防止対策は一定期間で終了する。

一方、慢性に経過する感染症（慢性感染症）については、治療により病原体を体内から消失（完治）することを短期間で行うことが難しいため、適切な医学的管理の下で医療を提供し患者を治療するとともに、他者への二次感染を予防する必要がある。

現行の感染症法における届出は、診断確定時の届出だけで、その後の症状や治療内容等の経過等が不明である。さらに、初回届出のみであると、全国の新規発生数は把握できるが、現在の患者数（特に地域毎の患者数）が不明なため、患者数にあわせた効果的・効率的な予防対策・普及啓発（対策の重点化）等が困難である。これらにより、患者への適正な医療の提供や公衆衛生上の二次感染防止対策が困難となっている。

このような課題があることから、急性感染症とは別の対策を講ずる必要がある。

2. 感染症法における慢性感染症の考え方

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に規定する一類感染症から五類感染症まで感染症のうち、急性感染症と異なり慢性に経過するもののうちから、感染拡大防止及び医療の提供等のための定期的な情報の収集等の対策の必要性を総合的に勘案して、厚生労働省令で定めるものを対象とする。

3. 法律上期待される効果

① 患者の医療に対する効果

定期的な治療に関する情報を長期的に集計・解析・検討することにより、効果的な治療方法の確立が期待でき、患者に対する良質かつ適切な医療の提供を通じた慢性感染症のまん延防止が可能となる。

② 感染の防止に対する効果

初回時における感染経路・感染地域等の情報から、効果的な感染防止のための普及・啓発の実施が可能となる。

さらに定期的な報告から、現時点での各地域における患者数が把握でき、地域格差、地域の状況に即した重点的な普及啓発等の対策の実施が可能となる。

③ 行政施策等への反映

慢性感染症に関する基礎的情報の収集が定期的に実施されることにより、現在、実施されている予防から治療までの一貫した施策に対する評価が可能となり、それによる施策の充実が期待される。

4. 慢性感染症対策に必要な事項

(1) 医師の届出

現在、感染症を診断した医師からの届出が、感染症法第12条に基づき行われているが、慢性感染症の初回以降の届出等については、治療等を行っている医師から求めることとする。

(2) 届出項目

届出項目は、感染症法及びこれに基づく厚生労働省令で定めることとする

(3) 慢性感染症発生の状況、動向及び原因の分析等

厚生労働大臣は、医師の届出に基づく都道府県の報告によって収集した慢性感染症に関する情報について、良質かつ適切な医療を確保し、もって感染拡大を予防する観点から、分析を行う。

(4) 国民への情報提供、対策の実施

厚生労働大臣は、分析結果に基づき、国民及び都道府県等に対し、慢性感染症の予防、まん延防止に関する情報提供を行うとともに、当該感染症に対する治療指針など適正医療を図るための指針を作成し、これを広く普及させることで、患者に対する適正な医療の提供及び感染の防止を図ることが期待できる。

さらに、慢性感染症が増加している等の状況にある都道府県等に対しては、厚生労働省大臣から都道府県知事に対して、地域の実情に応じた対策の強化を指示、助言することにより、地域の実情に応じた適切な対策が都道府県においても講じられることが期待できる。